

高森町介護保険係から、被保険者のみなさまへのお知らせです。

高森町第5期介護保険 保険料が変わります。

※介護保険料は3年毎に改定される介護保険事業計画に基づき、65歳以上の保険料の見直しを行っておりま

今回保険料が引き上げられるのは、平成26年度までの高齢者人口と要介護認定者数等が年々増加することが見込まれることにより、また、在宅サービスや施設利用者の増加などから、介護給付費等が増加されることが見込まれるからです。なお、3年前に第4期事業計画を策定した際、第3期事業計画からの保険料を据え置いておりましたので、高森町では6年ぶりに介護保険料の改定を行うことになりました。

介護保険料

給付費見込額等に基づき計算した介護保険料（基本額）は次のとおりです。

《計算式》

$$\begin{array}{l} \text{①給付費見込額等総額} \\ \text{約22億5178万円} \\ \text{(3ヵ年)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{②地域支援事業費見込額} \\ \text{約4650万円} \\ \text{(3ヵ年)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{③第1号被保険者} \\ \text{負担率20\%} \end{array} - \begin{array}{l} \text{④調整交付金,} \\ \text{基金取崩額等} \\ \text{約9587万円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{⑤保険料収納必要額} \\ \text{約3億6378万円} \end{array}$$
$$\begin{array}{l} \text{⑤保険料収納必要額} \\ \text{約3億6378万円} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{⑥予定保険料収納率} \\ 98.5\% \end{array} \div \begin{array}{l} \text{⑦第1号被保険者数} \\ 7,008人(3ヵ年) \end{array} = \begin{array}{l} \text{⑧介護保険料(基本額)} \\ \text{約52,701円(年額)} \end{array} \Leftrightarrow \begin{array}{l} \text{⑨} \text{⑧}/12 カ月 \\ \text{約4,400円} \\ \text{(月額)} \end{array}$$

第3期計画から第5期計画までの保険料の推移



第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料額

第5期介護保険料		係 数	月額保険料 (月額 × 12 カ月)	特別徴収 年額 ÷ 6回	普通徴収 年額 ÷ 8回
第1段階	生活保護受給者及び世帯員全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	基本額 × 0.5	2,200円 (年額26,400円)	4,400円	3,300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額及び課税年金80万円以下の者	基本額 × 0.5	2,200円 (年額26,400円)	4,400円	3,300円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の者	基本額 × 0.75	3,300円 (年額39,600円)	6,600円	4,950円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の者	基本額	4,400円 (年額52,800円)	8,800円	6,600円
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の者	基本額 × 1.25	5,500円 (年額66,000円)	11,000円	8,250円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の者	基本額 × 1.5	6,600円 (年額79,200円)	13,200円	9,900円

保険料は65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます

- ・5月1日が65歳の誕生日の方 ⇒ 4月分から納めます。(65歳の誕生日の前日が4月30日のため)
- ・5月2日が65歳の誕生日の方 ⇒ 5月分から納めます。(65歳の誕生日の前日が5月1日のため)

介護保険料の納付方法は、年金から天引きする特別徴収と、納付書により納めていただく普通徴収の2通りに分かれます。

国民年金、厚生年金、共済年金などの老齢・退職を支給事由とする年金及び遺族年金・障害年金を、年間18万円以上受給されている人が年金天引きになります。(老齢福祉年金等は、受給額にかかわらず普通徴収になります。)

本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

- ・年度途中で65歳になられた方
- ・年度途中で老齢・退職年金及び遺族年金・障害年金の受給が始まった方
- ・年度途中で他の市町村から転入された方
- ・年金受給権を担保に供している方
- ・年度途中での介護保険料段階の減額変更等のあった方
- ・上半期納付分のみで、端数分を残し年間保険料を既に納付した場合 等

○上記対象者の方は、おおむね6カ月～12カ月後特別徴収に変更されます。

その場合には、あらためて通知書をお送りします。



新しい保険料と適用時期

- ・特別徴収（年金天引）の方は、10月（天引き分）から

平成24年度の住民税が決定するまでの4月、6月、8月分については原則2月分の保険料と同額程度が天引きされ、10月分からは差額を含めた調整後の保険料を納めていただくことになります。

基本額（月額保険料 × 12ヶ月 ÷ 年金支給6回） 現行 7,800円 ⇒ 新保険料 8,800円

- ・普通徴収（年金天引き以外）の方は、4月（5月納付分）から

平成24年度の住民税が決定するまでの5月、6月分については原則前年度と同じ段階で算定し、7月分からは差額を含めた調整後の保険料を、役場から送付される納付書により8回で納めていただくことになります。

基本額（月額保険料 × 12ヶ月 ÷ 納付回数8回） 現行 5,850円 ⇒ 新保険料 6,600円

保険料を納めずにいると……

- ・介護保険では、通常、費用の1割を負担すれば様々な介護サービスをご利用いただけます。

保険料の未納や滞納があると、きちんと納めている方との公平を保つために、1割負担でご利用いただけなくなる場合がありますので、ご注意ください。

○1年間滞納した場合

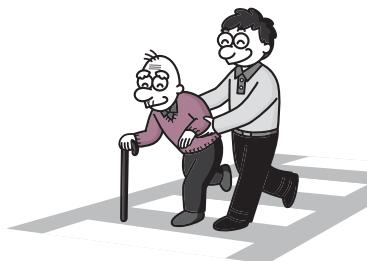
⇒介護サービスを利用したとき、いったん利用料の全額（10割）を自己負担し、あとで9割相当分を町から払い戻しを受ける「償還払い」に、支払い方法が変更になります。

○1年6ヶ月以上滞納した場合

⇒償還払いになった給付費（9割）の一部または全部を、一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

○2年以上滞納した場合

⇒介護保険料の未納期間に応じて、本来1割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったりします。



保険料の引き上げにつきまして、被保険者皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■お問い合わせ先 高森町 健康推進課 介護保険係 TEL 62-1111 (内線127・128)